

知っておきたい国勢調査

調査における意義と必要性について

- ① 政府の地方交付税・補助金などの算定基礎として用いられ、行政の公平・公正性の確保に役立てられています。
- ② 衆議院の選挙区割りが決まります。
- ③ 人口・世帯数の現状把握とそれに基づく人口・世帯数の推計値が、行政需要の把握、それに基づく行動計画の策定を可能にしています。
- ④ 様々な民間企業・団体の需要(例えば電力需要)の把握・予測に役立っています。
- ⑤ 公的機関が実施する基幹統計調査(例えば労働力調査)ならびに一般統計調査(例えば出生動向基本調査)の母集団情報を提供していきます。
- ⑥ 大学・研究機関等において、人口、経済、社会にかかわる研究全般の発展に役立てられています。

～統計局広報誌より～

ということは…

調査で得られた統計を算定基礎とする交付金により様々な行政サービスを浦添市民へ提供することができます。
国勢調査へ協力することは浦添市民へのサービスへと直接つながります!



個人情報の保護と調査への協力義務

国勢調査は統計法という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人及び世帯に協力を義務付けている国の最も重要な調査です。

個人情報については、平成17年4月1日から施行された「個人情報の保護に関する法律」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などが定められています。ただし、個別の法律で個人情報保護のより適切な取扱いが定められている場合は、個別の法律で個人情報を保護することとなっています。つまり国勢調査においては統計法によりすべての人に回答の義務があり、調査で得た情報については厳格な個人情報の保護の措置が講じられているということです。

「私の情報は個人情報保護法で守られているから」という誤解も多いのですが、国勢調査は義務ということをご理解の上、ご協力をお願いします。

統計法に基づき協力の要請があった場合は、本人の同意がなくても情報提供が認められます。

国勢調査の実施に際し、アパートやマンションなどに居住する方の中には、昼夜を問わず不在のため、お会いできないことがあります。その場合、調査員が近隣住民や管理人の方などに対し、統計法に基づき、その世帯の居住有無の確認、世帯員の数などをお伺いするなどの協力の要請を行うことがあります。

個人情報保護法では、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています(個人情報保護法第23条第1項)。

統計法第30条に基づく協力要請があった場合は、この「法令に基づく場合」に該当することから、要請を受けた者は、個人情報であっても本人の同意なしに情報を提供することが認められています。

【国勢調査】

Q & A

Q1 国勢調査は、どうしても答えなければいけないの？

A はい、回答の義務があります。

統計法という国の法律において、基幹統計調査(今回の場合は国勢調査のこと)をいう(1)の作成のため必要な事項について報告を求められた者は、これを拒み、または虚偽の報告をしてはならないと規定されて

Q2 調査票を調査員に見られない方法で提出することはできますか？

A はい、調査票は専用の封筒に封入して提出していただきます。

います(法第13条第2項)。また、それに反した場合は、罰則も規定されています(法第61条第1項)。

平成22年国勢調査では、すべての世帯に調査票を封入して提出していただくこととなります。封入用の封筒は、調査票と一緒に配布されます。また、郵送提出用の封筒(「料金受取人払い」となっており、郵送料はかかりません。)も同封されていますので、郵送にて回答することもできます。

なお、従来どおり調査員に提出することを希望される場合には、調査員が回収を行います。

Q3 住民基本台帳データがあるのだから国勢調査は無くても済むのではありませんか？

A 実態に即した様々な統計データを必要としているため、必要です。

住民基本台帳では、例えば住居を移してもすぐに届け出なかつたり、住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている場合や単身赴任をしている場合など、届出の状況が人によって様々です。また、住民基本台帳には、氏名、生年月日、性別の限られたものしかなく、住宅の状況や仕事の状況などの実態は得られず、行政に必要なデータは得られません。的確な行政を進めるためには、人口・世帯についての現状を正確に把握する必要があります。そのため、国勢調査を行う必要があります。

Q4 絶対に秘密は守られるの？

A はい、法律により厳格に保護されます。

皆さまに調査に回答していただく義務がある一方、安心して調査に回答できるように、調査員を始めとする調査関係者に対しては、調査で知り得た内容について秘密を保護することが統計法第41条で規定されています。また、この法律では、第39条で調査票情報を適正に管理すること、第40

査の目的以外に使用してはならないことがそれぞれ規定されています。税金徴収の資料などに使われることも絶対ありません。



調査へのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ

- 浦添市 国勢調査実施本部(9月7日より設置) ☎876-1234(内5992~5996)
- 企画課 統計係 ☎876-1234(内2515・2516)